

2025年版キャッチオール規制の16項分別問題(下)

第一輸出管理事務所・米満行政書士事務所 米満啓

◆3つの命題

弟子 ここまで見て来ると、客観要件チェックも結構面倒な感じですね。

師匠 今度は16項(1)・(2)の分別判定を考えてみよう。それについて君の感じている面倒は何だったかな？

弟子 判定するのにHSコード情報が必要なことでしょうか。そこは私にはわからないので、その都度出荷担当者に頼まないといけないのが面倒です。

師匠 なるほど。では今日は、3つの命題を授けることにしよう。

第1；分別にHSコードは必要ない。

第2；分別作業は専門家でなくても（つまり君らでも）できる。

第3；だからといって「16項分別優先の管理」がベストとは限らない。

そもそも「どちらかを優先」と決め打ちしない方がよいケースも多い。

弟子 相変わらずトンガッタ御主張ですね。1つずつうかがいましょうか。

◆16項分別とHSコード

師匠 分別問題の詳細に入る前に、そもそも16項(1)・(2)がどういう規定になっているか、前々回触れたのと重なるが、簡単に説明してくれんか？

弟子 まず《輸出令》別表第1の規定です。

16項(1) 次に掲げる*1貨物(1、2及び4～15の項*2の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるもの（後略）

16項(2) 関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類～第40類、第54類～第59類、第63類、第68類～第93類又は第95類*3に該当する貨物（(1)及び1～15の項の中欄に掲げるものを除く。

*1 細目1～12の貨物が列挙されています（詳細は省略）

*2 3項・3の2項該当品は「ここでは除かれていない」が、細目1～12を仔細に見ると、これら両項該当品は含まれていません。（それなら「単に1～15項該当品除く」にしてもよかったように思われますが、条文作者が何を考えてそうしたのかはわかりません）

*3 16項(2)で列挙された関税定率法別表の項番は、2025年9月までの16項にあったのと同じです。手短かに言うと16項(2)品とは、「旧16項品のうち新16項(1)に分類されなかった残り」ということです。

弟子 16項(1)で「省令で…」というのは《貨物等省令》14条の2の規定を指します。

<p>第14条の2 輸出令別表第1の16の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 関稅定率法(明治43年法律第54号)別表(以下「関稅率表」という。)第84.56項、第84.57項、第84.58項、第84.59項、第84.60項又は第84.61項に該當するもの</p> <p>二 関稅率表第85.26項に該當するもの</p> <p>三 関稅率表第85.42項(第8542.90号を除く。)に該當するもの</p> <p>四 関稅率表第8802.60号、第88.06項又は第88.07項(第8802.60号又は第88.06項の物品の部分品に係るものに限る。)に該當するもの</p> <p>五 関稅率表第9014.20号又は第9014.80号に該當するもの</p> <p>六 関稅率表第9027.50号、第9030.20号、第9030.32号又は第9030.39号に該當するもの</p>

師匠 細かい話で何だが、《輸出令》16項(1)の細目数が12個なのになぜ省令は6個なのかな？

弟子 省令には1つの細目で、16項(1)の複数の細目をカバーするものがあるからです。

対応関係をまとめるとこんな感じですよ。

<輸出令>16項(1)	貨物等省令》14条の2	要するに
1 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電(後略)	一 関稅定率表第84.56項、第84.57項、第84.58項、第84.59項、第84.60項又は第84.61項	工作機械
2 金属加工用のマシニングセンター(後略)		
3 旋盤		
4 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤		
5 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械		
6 平削り盤、形削り盤、立削り盤、(後略)		
7 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	二 関稅率表第85.26項	レーダー、航行用無線機器
8 集積回路	三 関稅率表第85.42項	集積回路
9 航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	四 関稅率表第8802.60号、第88.06項又は第88.07項	ドローン関連
10 羅針盤その他航行用機器	五 関稅率表第9014.20号又は第9014.80号	航行用機器
11 物理分析用又は化学分析用の機器、(後略)	六 関稅率表第9027.50号、第9030.20号、第9030.32号又は第9030.39号	検査用の機器
12 オシロスコープ、スペクトラムアナライザー(後略)		

師匠 右側の列の「要するに」ってのは何かね？

弟子 番号だけじゃイメージがつかみにくいということで、新聞の表現を拝借しました。

<p>外為法の関連政令などが9日施行される。経産省が定めた汎用6品目について、軍事利用される懸念の有無や輸出相手が武器製造などに関わったことがないかを事業者自身が確認する必要がある。転用の懸念があれば経産相に許可申請する。(中略)</p> <p>6品目は工作機械、レーダー、集積回路、ドローン・関連部品、航行用機器、検査用機器。</p> <p>(日経新聞 2025年10月7日 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA021PV0S5A001C2000000/)</p>
--

弟子 話を省令に戻しますと、条文は関税定率表の4桁分類(第何項)や6桁分類(第何号)の形で記述されています。従って**関税定率表の分類がわからないと、省令14条の2の判定ができない**わけです。

なお、HSコードというのは通関申告に使われる品目番号(全9桁)の上6桁を指します。上6桁は万国共通(つまり貿易相手国と日本とで共通)なのでHarmonized Systemコード、略してHSコードと呼ばれています。

我々**輸出管理屋も技術屋さんも、日頃HSコードとのおつきあいがありません**。社内で接点を持っているのは出荷部門ぐらいなものでしょう。それで先ほど言ったような心配をしているわけです。

気にしているのは私だけじゃないですよ。《CISTEC ジャーナル》2025年5月号にもHSコードがらみの要望意見が紹介されています。

- ・「輸出統計品目表の解釈に関する通則」に関する啓蒙の要望(意見3)
- ・HSコードに関する税関の教示制度をもっと使いやすくする(意見4)

それなのに師匠は「HSコードなんかわからなくて大丈夫」とおっしゃる。どういうことですか？

◆16項分別にHSコードは必要ない

弟子 当局の作った客観要件確認シートにもHSコード記入欄があります。

1. 輸出案件の概要	
仕向国	
貨物・技術名 (HSコード上二桁) (特定品目の場合は四桁又は六桁)	() 類
輸入者	
最終需要者 所在地(国名) 代表者 事業内容	
最終用途	

師匠 そりゃ、HSコードがわかっているれば省令14条の2判定はできるだろうさ。だがね、**わかればいいのは「コレコレのHSコードのものか？」のイエス・ノーだろう？**

弟子 でも実務上、イエス・ノーだけでは通らないでしょう？ 仮にノーとするなら、**その理由が必要**だと思うんですけど。

師匠 わしが言いたいのはだな、理由説明に「本品のHSコードはコレコレです」の表現は不要だということなんだ。

弟子 でもそれなら、例えば省令一号非該当を説明するために、「第84.56項はカクカク」「第84.57項はシカジカ」という調子で1つずつ説明する必要があるんじゃないですか？

弟子 つまり輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>) に即して説明しなきゃならないわけですが、あの品目表わかりにくいと思いませんか？

師匠 どうわかりにくいのかな？

弟子 例えば省令第六号に登場する定率表第 9027.50 号です。

統計品目番号		品名
HS コード	7~9 桁	
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム
9027.10	000	－ ガス又は煙の分析機器
9027.20	000	－ クロマトグラフ及び電気泳動装置
9027.30	000	－ 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
9027.50	000	－ <u>その他の機器</u> (紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る)
		－ <u>その他の機器</u>
9027.81	000	－ 質量分析計
9027.89	000	－ <u>その他のもの</u>

弟子 やたらと「その他の」が出てきますよね。一体「何の他」を指しているのか、頭がクラクラしてきます。

それに「その他の機器」の中に分類番号が付いているのと付いていないのがあるのはヘンじゃありませんか？ おそらく文頭にあるハイフンの数でもって、大分類・小分類の階層を示そうということなんでしょうけど、それにしても分類番号ナシの記述というのは普段見たことがないですね。

EAR は「大分類 3A001；電子品」、「中分類 3A001a；汎用 IC」、「小分類 3A001a.1；耐放射線の」のように、どんな分類記述にもそれぞれ番号が付いていますし、それが普通だと思うんです。《貨物等省令》だってそうでしょう？ 番号が付いていないなんて「正規の地位」を持たないみたいな感じですよ。そういうのが法的効力を持つというのは、「正規の警察官」でない民間人（名探偵）が捜査の指揮を執るようなものじゃないでしょうか？

まさか日本のローカルルールなんてことはないですよ？

師匠 ローカルルールではないね。世界税関機構（WCO）の品目表も同じ書き方だから。

弟子 ふーん。ともあれそういう記述は、一体どう位置付けられるのでしょうか？

師匠 君の問題提起は2つともすこぶるよろしい。

第1の問題、「その他の」の意味を知るには、品目表の構成・構造を理解する必要がある。要するにどういう階層構造になっているか、ということだね。

実はそこに関係するのが第2の問題、「分類番号ナシの商品分類記述」の位置づけなんだ。

弟子 やっぱりそうですか。ではそこをどう攻略すればいいのでしょうか？

◆輸出統計品目表攻略法

師匠 君らは「まず分類番号から入り、次にそれに対応する品目を」という順序で品目表を見るんじゃないかな？ それをやめて、見る順序を逆にするのだね。

弟子 つまりどういうことでしょうか？

師匠 「分類番号に対して、それぞれ固有の品目記述が附随する」のではなく、「まず品目説明があって、それに対して分類番号が割り当てられる」と考えるんだ。

弟子 まだちょっとイメージが…

師匠 統計品目表の左右を引っ繰り返して見たらわかるよ。

品名	番号
物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	9027 項
－ ガス又は煙の分析機器	9027.10
－ クロマトグラフ及び電気泳動装置	9027.20
－ 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	9027.30
－ その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	9027.50
－ その他の機器	
－ 質量分析計	9027.81
－ その他のもの	9027.89

「ハイフン1本」の記述ごとに赤の枠線で括弧しておいた。話題にしている 9027.50 号でいう「その他の」というのは、上に並んだ「ハイフン1本」グループ（9027.10～9027.30）の他を意味していることが見て取れると思う。

弟子 なるほど。ところで 9027.50 の下の行の「－ その他の機器」は、上に並んだ「ハイフン1本」グループ（9027.10～9027.50）の他、「9027.50 の他」のどちらでしょうか？

師匠 ここは前者と見るところだろう。細かく言うと「ハイフン1本」グループ（9027.10～9027.30）以外（即ち「その他の機器」）のうち、「9027.50 以外」ということだが、実質同じと言える。

9027.50 以外の HS コードについても、同様に統計品目表を左右引っ繰り返して読めば理解は難しくない筈だ。

弟子 統計品目表の関連頁について、左右を入れ替えたものを判断ツールとして、予め作っておけばいいということですね。

師匠 作っておいたよ。（[附録1](#)参照）

弟子 なるほど。多分これで、私らでも判断はできる筈と思います。

でも省令14条の2に登場するHSコードは二十近くもあります。師匠の力作は有難いですが、これを使うにしても1つ1つのコードについてチェックしなきゃいけないんですよね。

師匠 そう言うと思ってたよ。そこでだ、新たに**分別判定用のパラメータシート**（附録2）を作った。

弟子 ほおー。使い方を教えて下さい。

師匠 全部で6頁セットだが、その中で絶対記入が必要なのは1頁目の「総合判定表」。

この頁に取り組んでみて、必要が生じた場合には、2～6頁を追加記入する。

弟子 「必要が生じた場合」というのは？

師匠 1頁目では、例えば、加工装置・工作機械であるかとか、集積回路であるか、といった大まかな分類を問うている。そこでもし加工装置・工作機械だったら、省令一号に該当の可能性があるから「一号詳細判定表」を追加する、同様に集積回路だったら「三号詳細判定表」を追加する、といった具合だ。

どちらかといえば「詳細判定表」ナシで済んでしまう品目の方が多いんじゃないかな。

頁構成	概要
1 総合判定表	必修頁。
2 一号詳細判定表	加工装置・工作機械の場合に追加記入。
3 三号詳細判定表	集積回路の場合に追加記入。
4 四号詳細判定表	航空機・宇宙飛行体（部分品含む）の場合に追加記入。
5 五号詳細判定表	羅針盤その他の航行用機器の場合に追加記入。
6 六号詳細判定表	分析機器・検査機器の場合に追加記入。

弟子 省令二号の「詳細判定表」が抜けているようですけど。

師匠 二号は「レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器」だったら即該当なので敢えて詳細判定頁を作る必要がなかったんだ。

弟子 なるほど。大抵の場合は「総合判定表」1枚のみ、時々「詳細判定表」つきの計2枚という感じですね。それで済むのなら、大した負担にはならないと思います。

師匠 みんなが使えるよう、近くWord版を公開するから楽しみにしてくれ。

◆複数品目を含む契約の場合

師匠 16項分別作業についてはこんなところだろうから、社内チェック方式の議論に移ろう。

弟子 ちょっと待って下さい。1つ質問があります。

1つの契約の中に複数の品目が含まれていた場合、「16項分別」優先のチェックはどうなるのでしょうか？

師匠 いい質問だ。1個でも16項(1)品が含まれていたら、「(「一般国」の通常兵器懸念については)客観要件チェックが必要になる。よって**16項(1)品ナシを主張するなら16項分別**は、**契約された全品目に対して行われなければならない。**

弟子 つまり**品数分の分別結果を残す**わけですね？ もし品数が10あったら、客観要件チェックシートも10通書くことになりますけど

2. 輸出案件の概要	
仕向国	
貨物・技術名 (HSコード上二桁) (特定品目の場合は四桁又は六桁)	() 類
輸入者	
最終需要者 所在地(国名) 代表者 事業内容	
最終用途	

師匠 その通り。

弟子 でもそれって、現実的に思えないんですけど。

師匠 むしろ、現実的でないのは客観要件チェックシートの方だと言うべきだろうね。

弟子 それだと、あのシートは実務の使い物にならないじゃありませんか。

師匠 そう、使い物にならない。でも経産省は「これを使いなさい」とは言っていないんだ。シート冒頭に何と書いてあったか思い出すといい。

あくまでも参考例ですので、社内規程等を踏まえ、修正等してご使用ください。

◆「客観要件」優先か「16項分別」優先か

弟子 複数品契約の問題はわかりました。社内チェック方式の議論に入りましょう。

師匠 「客観要件」チェックと「16項分別」のどちらを優先するか、という話だったね。まず君の考えを聞きたい。

弟子 **基準は、どちらを優先した方がラクか**です。企業ごとに、取扱品目群、主要仕向け地、輸出先の性格などはマチマチですから、それらを考え合わせて判断することになるでしょう。

師匠 どう判断するのかな？

弟子 「**客観要件**」チェックがラクとは、簡単に言うと、**ややこしい輸出先があまりないということ**です。例えば、ホワイト国向け輸出しかないのならそもそも「客観要件」による規制がありません。あるいはグループ会社向けの部品輸出しかしていないとか。(もちろんそのグループ会社が国防ビジネスを行っていれば話が別ですが) 当社で使用中の機器を修理してもらうための海外メーカーへの輸出も、なにせ最終用途が当社での使用ですから、「客観要件」チェックは簡単でしょう。そういうラクチンな案件ばかりならば、「16項分別」にエネルギーを使うまでもないだろう、ということです。

それから、輸出品目が多様とか1件の契約で何十品目も輸出する企業も、「16項分別」が大変そうですから「客観要件」チェック優先になりそうですね。但しこれは「16項分別」データを自在に利用できるシステムインフラがあれば大きな問題にはならない気もしますけど。

その反対、「客観要件」チェックより「**16項の分別**」から始めた方がよさそうなのは、商品群から見て「**16項分別**」が**極端にラクな企業と、「客観要件」チェックが面倒な案件を持っている企業**ということです。例えば非ホワイト国向け輸出が多くて、しかも客先が多様で一々チェックするのが大変といった企業が考えられます。

師匠 なるほどね。では「優先」というのは、具体的にはどうするのだろう？

弟子 まず「優先」する方のチェックをやって、そこで問題が生じたら次のステップとして「もう1つ」のチェックをやるというフローでしょうかね。

例えば「16項分別」優先の場合、客観要件チェックシートでは、「16項(1)品と判明」なら次のステップとして「客観要件」チェックに向かうスタイルになっています。

仕向国が輸出令別表第3の2の国(注1)、又は一般国(注2)(貨物が特定品目(注3)若しくは技術が特定品目の技術である場合に限る。)か	はい	→用途・需要者確認へ
	いいえ	→許可申請不要

そのデンでいくと、「客観要件」優先方式は、「客観要件」ヒットの場合に「16項分別」という流れになりますね。

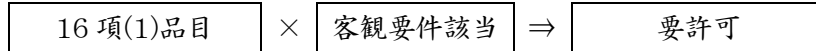
師匠 つまり「優先」する方で負けたときの敗者復活戦、という位置づけかな？

そういう「優先」なら、わしは反対だ。

弟子 どこがお気に召しませんか？

師匠 「もう1つ」の方への切り替えの条件・タイミングだな。「優先」する方のチェックで負けたら、というのだろう？

弟子 でも「一般国」通常兵器 CA 規制は、「16項分別」と「客観要件」チェックで2連敗したら要許可、連敗しなければ許可不要という建付けですよ。どこがまずいのでしょうか？



師匠 「負けたら」というのは「最初のチェックの結論」でのことだろう？ だが「最初のチェック」の結論がすぐに出せないときはどうなる？

弟子 うーん。フローとしては、そこを頑張って結論出して貰うことになりませぬ。

師匠 もし「2番目のチェック」を先にやったら簡単に答えが出そうな案件でもか？

弟子 それは難しいところですね。

師匠 それってさ、該否判定の装置搭載部品 10%ルールの話と似ていると思わんかね？

搭載部品の判定を全部終わらせてから価格比率による「特例」可否を検討せよ、と主張する頭の固い人たちがいるよな。「全部終わらせてから」だぞ。「御冗談でしょうフィンマンさん」だね。

弟子 うーん、ではどういう具合にフローを組めばいいのか。

師匠 そもそも普通のフローじゃダメだと思うね。

弟子 普通のフローのどこがイカンのですか？

師匠 フローというのは、普通は予め決めた順番で一方向に進むものだよな。基本的に順番の変更は想定しないで。まあ順番変更も絶対不可能というわけではないが、いざやるとなるとチェック結果の場合分けに基づいてややこしい矢印を何本もひく必要があるだろう。コンピュータならともかく、生身の人間には使いこなせないんじゃないか？

弟子 それもそうかな。

師匠 でも「最初のチェック」がちょっとでも難しそうだったら、ただちに「2番目のチェック」にスキップすればいいじゃないか。大学入試の数学問題を思い出してごらんよ。君だってそのやり方で切り抜けてきたんじゃないのか？

弟子 そういえばそうでしたね。わかりました。やめます。

あれ？ でもそうすると「優先」方式もやめることになるのかな？

師匠 いや、結論が出るまで「最初のチェック」にしがみつくとやり方でなければいいと思うよ。いまどき「必ずやる、出来るまでやる」はやめましょう、ってだけのことさ。

弟子 お説はわかったけど、「16項分別」と「客観要件」の「好きな方から手を着けていいよ」ってことでしょう？ それを形にするのに、帳票の書式をどうしたものか。

師匠 「好きな方から」という以上、両者を同じスタートラインに配置することになるんじゃないかな。

弟子 同じラインに並んで立たせるのだったら、こんな配置ですかね？

「①②どちらかを選んで記入せよ」とした上で、2つを同じラインに並べます。

① 16項分別関連の升目	② 通常兵器客観要件関連の升目
<p>Q 16項(1)品は含まれているか？</p> <p>A Yes</p> <p>⇒②のチェックへ</p> <p><input type="checkbox"/>客観要件該当</p> <p>⇒通常兵器 CA 該当</p> <p><input type="checkbox"/>客観要件非該当</p> <p>⇒通常兵器 CA 非該当</p> <p>No⇒<input type="checkbox"/>HSコード記入</p> <p><input type="checkbox"/>添付資料参照</p>	<p>Q 用途要件はどうか？</p> <p>Q 需要者要件はどうか？</p> <p>A <input type="checkbox"/>関与歴情報(外国ユーザーリスト含む)なし</p> <p><input type="checkbox"/>関与歴情報あり</p> <p>⇒明らかチェックシート添付)</p> <p><input type="checkbox"/>明らかチェック失格=客観要件該当</p> <p>⇒①のチェックへ</p> <p><input type="checkbox"/>①がYes⇒ 通常兵器 CA 該当</p> <p><input type="checkbox"/>①がNo ⇒ 通常兵器 CA 非該当</p> <p><input type="checkbox"/>明らかチェック合格=客観要件非該当</p> <p>⇒通常兵器 CA 非該当</p>

師匠 実戦投入には多少の手入れが要りそうだが、これはいいね。

弟子 どこがよかったですか？

師匠 2点ある。

1番は、**どちらを優先するかを案件に応じて選べる**こと。①②どちらで始めるにしても、途中で手強いと感じたら路線変更できるしね。

もう1つは、**16項(2)判定をする場合の、理由が可視化される**ことだ。客観要件確認シート式に「HSコード書けばよい」では対応できないような、複数品目が含まれる取引もカバーできるわけだ。先ほど述べた「HSコード不明だが16項(2)であることは確か」という品目もOKだし。もちろんまだ「添付資料」をデザインする仕事は残っているけどね。

弟子 褒められて気が大きくなったところで、師匠の第3命題の2行目に手を加えてみたいと思います。

原作は

そもそも「どちらかを優先」と決め打ちしない方がよいケースも多い。

ちょっと言い換えて、こんな風にまとめてみたらどうでしょうか？

「どちらを優先するか」は、会社として一律に決めてもよいが、案件ごとに担当者の判断で選択する方式も可能であり、考える価値がある。

(2026.4.8)

附録1 輸出統計品目表をレイアウト変更(左右を入れ替え)して表示

【一号で言及の関税定率表第 84.56 項】

品名	番号
レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	8456
－ レーザーその他の光子ビームによるもの	
－ － レーザーによるもの	8456.11
－ － － 回転軸の数が2以上のもの	-100
－ － － その他のもの*1	-900
－ － その他の光子ビームによるもの	8456.12
－ 超音波によるもの	8456.20
－ 放電によるもの	8456.30
－ 数値制御式のもの	
－ － － ワイヤカット放電加工機	-110
－ － － その他のもの*2	-190
－ － その他のもの*3	-900
－ プラズマアークによるもの	8456.40
－ ウォータージェット切断機械	8456.50
－ その他のもの*4	8456.90

*1 「8456.11-900」でいう「その他」とは「レーザーによる、但し回転軸が2以上の他」を意味

*2 「8456.30-190」でいう「その他」とは「放電による、かつ数値制御式、但しワイヤカット放電加工機その他」を意味

*3 「8456.30-900」でいう「その他」とは「放電による、但し数値制御式でない」を意味

*4 「8456.90」「その他」とは「8456.11～845.50 以外」を意味

【一号で言及の関税定率表第 84.57 項】

品名	番号
金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	84.57
－ マシニングセンター	8457.10
－ 立軸マシニングセンター	
－ 5軸以上のもの	-110
－ その他のもの	-190
－ 横軸マシニングセンター	
－ 5軸以上のもの	-210
－ その他のもの	-290
－ その他のもの	
－ 5軸以上のもの	-910
－ その他のもの	-990
－ ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	8457.20
－ マルチステーショントランスファーマシン	8457.30

【一号で言及の関税定率表第 84.58 項】

品名	番号
旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	84.58
－ 横旋盤	
－ 数値制御式のもの	8458.11
－ ターニングセンター	-100
－ その他のもの	-900
－ その他のもの	8458.19
－ その他の旋盤	
－ 数値制御式のもの	8458.91
－ ターニングセンター	-100
－ その他のもの	-900
－ その他のもの	-990

【一号で言及の関税定率表第 84.59 項】

品名	番号
金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	84.59
－ ウェイタイプユニットヘッド機	8459.10
－ その他のボール盤	
－ 数値制御式のもの	8459.21
－ その他のもの	8459.29
－ その他の中ぐりフライス盤	
－ 数値制御式のもの	8459.31
－ その他のもの	8459.39
－ その他の中ぐり盤	
－ 数値制御式のもの	8459.41
－ その他のもの	8459.49
－ 膝形フライス盤	
－ 数値制御式のもの	8459.51
－ その他のもの	8459.59
－ その他のフライス盤	
－ 数値制御式のもの	8459.61
－ その他のもの	8459.69
－ その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	8459.70
－ 数値制御式のもの	-100
－ その他のもの	-900

【一号で言及の関税定率表第 84.60 項】

品名	番号
研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第 84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	84.60
－ 平面研削盤	
－ 数値制御式のもの	8460.12
－ その他のもの	8460.19
－ その他の研削盤	
－ 芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）	8460.22
－ その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る）	8460.23
－ その他のもの（数値制御式のものに限る。）	8460.24
－ 内面研削盤	-100
－ その他のもの	-900
－ その他のもの	8460.29
－ 円筒研削盤（芯無し式のものを除く。）	-100
－ その他のもの	-900
－ 工具研削盤	
－ 数値制御式のもの	8460.31
－ その他のもの	8460.39
－ ホーニング盤及びラップ盤	8460.40
－ 数値制御式のもの	-100
－ その他のもの	-900
－ その他のもの	8460.90
－ 数値制御式のもの	-100
－ その他のもの	-900

【一号で言及の関税定率表第 84.61 項】

品名	番号
平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	84.61
－ 形削り盤及び立削り盤	8461.20
－ ブローチ盤	8461.30
－ 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	8461.40
－ 数値制御式のもの	-100
－ その他のもの	-900
－ 金切り盤及び切断機	8461.50
－ その他のもの	8461.90
－ 数値制御式のもの	-100
－ その他のもの	-900

【二号で言及の関税定率表第 85.26 項】

品名	番号
レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	85.26
－ レーダー	8526.10
－ その他のもの	
－ 航行用無線機器	8526.91
－ 無線遠隔制御機器	8526.92

【三号で言及の関税定率表第85.42項】

品名	番号
集積回路	8542
一 集積回路	
―― プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）	8542.31
――― 実装していないもの	-100
――― その他のもの	
――― ハイブリッド集積回路	-910
――― その他のもの	
――― MPU（マイクロプロセッサ）	-991
――― MCU（マイクロコントローラ）	-992
――― DSP（デジタルシグナルプロセッサ）	-993
――― その他のもの	-999
―― 記憶素子	8542.32
――― 実装していないもの	-100
――― その他のもの	
――― RAM（ランダムアクセスメモリー）	
――― DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）	-911
――― その他のもの	-919
――― ROM（リードオンリーメモリー）	
――― フラッシュメモリー ※書換可能でもROMに分類されるらしい	-921
――― その他のもの	-929
――― その他のもの	-990
―― 増幅器	8542.33
――― 実装していないもの	-100
――― その他のもの	
――― ハイブリッド集積回路	-910
――― その他のもの	-990
―― その他のもの	8542.39
――― 実装していないもの	-100
――― その他のもの	
――― ハイブリッド集積回路	-910
――― その他のもの	-990
一 部分品 ※これは省令第三号の対象外	8542.90

【四号で言及の関税定率表第 8802.60 号】

品名	番号
その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第 88.06 項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット ※「その他」とは「8801 項の他」すなわち「気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機」以外を意味。	88.02
－ 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット	8802.60

【四号で言及の関税定率表第 8806 項】

品名	番号
無人航空機	88.06
－ 旅客の輸送用に設計したもの	8806.10
－ その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）	
－ 最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	8806.21
－ 最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	8806.22
－ 最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	8806.23
－ 最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	8806.24
－ その他のもの	8806.29
－ その他のもの	
－ 最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	8806.91
－ 最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	8806.92
－ 最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	8806.93
－ 最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	8806.94
－ その他のもの	8806.99

【四号で言及の関税定率表第 8807 項】

品名	番号
部分品（第 88.01 項、第 88.02 項又は第 88.06 項の物品のものに限る。）	88.07
－ プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品	8807.10
－ 着陸装置及びその部分品	8807.20
－ 飛行機、ヘリコプター又は無人航空機その他の部分品	8807.30
－ その他のもの	8807.90

【五号で言及の関税定率表第 9014.20 号・9014.80 号】

品名	番号
羅針盤その他の航行用機器	90.14
— 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	9014.20
— その他の機器 ※「その他」とは「9014.10＝羅針盤 と 上記 9014.20」以外を指す。	9014.80
— 超音波式魚群探知機	-100
— その他のもの	-900

※要するに五号は、「羅針盤以外の航行用機器」を指している。

【六号で言及の関税定率表第 9027.50 号】

品名	番号
物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム	90.27
— ガス又は煙の分析機器	9027.10
— クロマトグラフ及び電気泳動装置	9027.20
— 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	9027.30
— その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	9027.50

【六号で言及の関税定率表第 9030.20 号・9030.32 号・9030.39 号】

品名	番号
オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	90.30
— オシロスコープ及びオシログラフ	9030.20
— 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハ又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）	
— マルチメーター（記録装置を有しないもの）	9030.31
— マルチメーター（記録装置を有するもの）	9030.32
— その他のもの（記録装置を有しないもの）	9030.33
— 電圧計及び電流計	-100
— その他のもの	-900
— その他のもの（記録装置を有するもの）	9030.39

附録2 《輸出令》別表第1の16項(1)(2)分別パラメータシート

【総合判定表】

※ 各設問に答え、「詳細判定表」が必要であれば、次頁以下の帳票を追加で添付する。

品目：	
概要：	

《貨物等省令》14条の2に基づくチェック内容	If Yes	If No
【一、三～六号判定】		
一 <u>加工装置・工作機械</u> か？	<input type="checkbox"/> 一号の詳細判定表を記入	<input type="checkbox"/> 次へ
三 85.42 項品か？ <u>85.42 項 集積回路</u>	<input type="checkbox"/> 三号の詳細判定表を記入	<input type="checkbox"/> 次へ
四 88 類品(<u>航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品</u>)か？	<input type="checkbox"/> 四号の詳細判定表を記入	<input type="checkbox"/> 次へ
五 9014 項品 (<u>羅針盤その他の航行用機器</u>)か？	<input type="checkbox"/> 五号の詳細判定表を記入	<input type="checkbox"/> 次へ
六 関税定率表 90.27 項又は 90.30 項品目か？ <u>90.27 項 物理分析用又は化学分析用の機器</u> (例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器 (露出計を含む。) 及び <u>マイクロトーム</u> <u>90.30 項</u> オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の <u>電氣的量の測定用又は検査用の機器</u> (第 90.28 項の計器を除く。) 及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の <u>電離放射線の測定用又は検出用の機器</u>	<input type="checkbox"/> 六号の詳細判定表を記入	<input type="checkbox"/> 次へ
↓		
詳細判定表 (一、三～六号) の有無	<input type="checkbox"/> 有 ⇒ <u> </u> 号判定表 記入結果； <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 無 ⇒二号判定へ
【二号判定】 二 85.26 項品か？ <u>85.26 項 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器</u>	<input type="checkbox"/> 二号該当	<input type="checkbox"/> 16 項(1) 非該当
【結論】 省令 14 条の 2 に該当か	<input type="checkbox"/> 該当(<u> </u> 号)	<input type="checkbox"/> 非該当

【省令14条の2 一号詳細判定表】

品目：		
一号：加工装置・工作機械のうち下記のもの 関税定率法第84・56項、第84・57項、第84・58項、第84・59項、第84・60項 又は第84・61項に該当するもの		
細目	If Yes	If No
84.56項 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	<input type="checkbox"/> 一号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
84.57項 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る)及びマルチステーショントランスファーマシン	<input type="checkbox"/> 一号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
84.58項 旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)	<input type="checkbox"/> 一号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
84.59項 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)	<input type="checkbox"/> 一号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
84.60項 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く)	<input type="checkbox"/> 一号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
84.61項 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> 一号該当	<input type="checkbox"/> 一号非該当
結論	<input type="checkbox"/> 一号該当 <input type="checkbox"/> 一号非該当	

【省令14条の2 三号詳細判定表】

品目；		
三号；関税率表第85・42項（第8542・90号を除く。）に該当するもの		
細目	If Yes	If No
<u>85.42項</u> 集積回路	<input type="checkbox"/> 次へ	<input type="checkbox"/> 三号非該当
<u>8542.90号</u> 集積回路の部分品	<input type="checkbox"/> 三号非該当	<input type="checkbox"/> 三号該当
<u>結論</u>	<input type="checkbox"/> 三号該当 <input type="checkbox"/> 三号非該当	

【省令14条の2 四号詳細判定表】

品目；		
四号；関税率表第8802.60号、第88.06項又は第88.07項（第8802.60号又は第88.06項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの		
細目	If Yes	If No
8802.60号 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット	<input type="checkbox"/> 四号該当へ	<input type="checkbox"/> 次へ
8806項 無人航空機	<input type="checkbox"/> 四号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
8807項 （部分品）のうち、上記8802.60号又は8806項のもの	<input type="checkbox"/> 四号該当	<input type="checkbox"/> 四号非該当
結論	<input type="checkbox"/> 四号該当 <input type="checkbox"/> 四号非該当	

【省令14条の2 五号詳細判定表】

品目；		
五号；関税率表第9014.20号又は第9014.80号に該当するもの		
細目	If Yes	If No
9014.20号 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	<input type="checkbox"/> 五号該当へ	<input type="checkbox"/> 次へ
9014.80号 その他の機器 ※ 「その他」とは「9014.10＝羅針盤 と 上記9014.20」以外を指す。	<input type="checkbox"/> 五号該当	<input type="checkbox"/> 次へ
8807項 （部分品）のうち、上記8802.60号又は8806項のもの	<input type="checkbox"/> 五号該当	<input type="checkbox"/> 五号非該当
結論	<input type="checkbox"/> 五号該当 <input type="checkbox"/> 五号非該当	

【省令14条の2 六号詳細判定表】

品目；		
六号；関税率表第9027.50号、第9030.20号、第9030.32号又は第9030.39号に該当するもの		
細目	If Yes	If No
品目；	If Yes	If No
9027.50号		次へ
i ガス又は煙の分析機器か？	<input type="checkbox"/> 9027.10号 品ゆえ非該当	
ii クロマトグラフ及び電気泳動装置か	<input type="checkbox"/> 9027.20号 品ゆえ非該当	次へ
iii 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）か？	<input type="checkbox"/> 9027.30号 品ゆえ非該当	次へ
iv 上記i～iii以外のもので、かつ 紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものか？	<input type="checkbox"/> 9027.50号 該当	次へ
9030項のうち9030.20号、9030.32号、9030.39号		次へ
i オシロスコープ及びオシログラフか？	<input type="checkbox"/> 9030.20号 品ゆえ該当	
ii 上記i以外の、電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用機器（但し半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く）で記録装置を有するマルチメーターか？	<input type="checkbox"/> 9030.32号 品ゆえ該当	次へ
iii 上記i以外の、電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用機器（但し半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く）のうち、マルチメーターでなく、かつ記録装置を有するものか？	<input type="checkbox"/> 9030.39号 品ゆえ該当	六号 非該当
結論	<input type="checkbox"/> 六号該当 <input type="checkbox"/> 六号非該当	